

埼玉県環境整備センター埋立跡地利用検討会議設置要綱

(設置目的)

第1条 埼玉県環境整備センターの埋立跡地について、将来の寄居町の発展を念頭に置いた土地利用方策を検討するため、埼玉県、寄居町及び地元関係者で構成する埼玉県環境整備センター埋立跡地利用検討会議(以下「会議」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 会議は、次の事項について検討する。

- (1) 地域振興に繋がる埋立跡地利用に関すること。
- (2) 地元住民からの要請事項に関すること。

(構成)

第3条 会議の委員は、別表に掲げる役職にある者をもって構成する。

(委員長)

第4条 会議に委員長1名、副委員長1名を置く。委員長は環境整備センター所長の職にある者を充て、副委員長は寄居町産業振興企業誘致課長の職にある者を充てる。

2 委員長は会議を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は委員長が招集し、その議長は委員長がこれに当たる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、環境整備センターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年12月24日から施行する。

2 環境整備センター埋立跡地利用検討会議設置要綱(平成13年5月17日)は、廃止する。

附 則この要綱は、平成23年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

埼玉県環境整備センター埋立跡地利用検討会議 委員

所属	役職
鉢形地区環境問題協議会	会 長
	副 会 長
	副 会 長
男衾環境整備協議会	会 長
	副 会 長
	副 会 長
三ヶ山区監視員会	会 長
	副 会 長
	会 計
折原地区環境対策協議会	会 長
	副 会 長
	副 会 長
寄 居 町	総 務 課 長
	総 合 政 策 課 長
	財 務 課 長
	生活環境工コタウン課長
	○ 産 業 振 興 企 業 誘 致 課 長
	建 設 課 長
	都 市 計 画 課 長
埼 玉 県	資 源 循 環 推 進 課 長
	◎ 環 境 整 備 セ ン タ ー 所 長

◎ 委員長

○ 副委員長